市町村

算式

（A×0.20＋B×0.10＋C×0.20＋D×0.20＋E×0.20＋0.10）

A×0.20、B×0.10、C×0.20、D×0.20又はE×0.20に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　農林水産省において公表した生産農業所得統計における平成18年農業算出額の合計を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を67,415で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　工業統計調査規則によつて調査された平成21年12月31日現在における製造品出荷額として公表された数値（従業者4人以上の事業所に係る統計数値とし、万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、当該数値が公表されていない市町村にあつては、当該数値は0とする。）で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を2,071,207で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　平成22年度地方財政状況調査における地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金並びに諸収入の合計額を歳入合計で除して得た数で0.482を除して得た数（算定の過程に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D　人口密度で339を除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　六十五歳以上人口を人口で除して得た数を0.228で除して得た数（算定の過程に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

6　前二項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率に、都道府県にあつては1・〇三〇、市町村にあつては〇・九六六を乗じて得た率とする。

7　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

8　新市町村の経常態容補正係数の算定に用いる数値の合併関係市町村への分別又は按分は、次の各号に定めるところによる。

一　六十五歳以上人口　第四十九条第五項第一号ㇿの規定により分別又は按分するものとする。この場合において、「人口又は人口集中地区人口」とあるのは、「六十五歳以上人口」と読み替えるものとする。

二　面積　合併関係市町村の区域ごとに分別する。

三　前二号以外の数値　新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

9　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十五第七項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第三項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

附則第十九条の十六の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第二項中「補正は、当該市町村について平成十九年改正前の省令」を「補正は、平成十八年普通交付税省令」に、「平成十九年改正前の省令」を「平成十八年普通交付税省令」に、「〇・九八〇六五六」を「〇・九九九〇四五」に、「〇・九九三九六〇六」を「一・〇〇〇六二七二」に改め、同条第三項中「三分の一」を「五分の一」に、「〇・二四〇五」を「〇・二七三一」に、「五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする」に、「〇・九八〇六九六」を「一・〇〇〇九二五二」に改め、同項第三号中「除して得た数値」の下に「（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「除して得た数値」の下に「（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「除して得た数値」の下に「（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　平成二十三年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

附則第十九条の十六第三項に次の一号を加える。

五　平成十九年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十二号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

附則第十九条の十六第四項中「二兆七千六百三十四億円」を「三兆二千七百八十五億円」に改め、同条第五項中「〇・一五六五」を「〇・一九五五」に、「整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する」を「五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする」に、「〇・九九三九六〇六」を「一・〇〇七一四八六」に改め、同条第六項中「一兆四千二百六十六億円」を「一兆八千八百三十二億円」に改め、同条第九項中「平成十九年改正前の省令」を「平成十八年普通交付税省令」に、「〇・九九二七九一三」を「一・〇〇〇六二七二」に改め、同条第十項中「法附則第六条の三」を「法附則第六条の三第一項」に改め、「控除前財源不足額に」の下に「第十二項に規定する」を加え、「新市町村の財政力指数」を「補正指数」に、「当該財政力指数に応ずる率」を「当該補正指数の段階に応ずる率」に、「当該財政力指数の段階」を「当該補正指数の段階」に、「〇・一五六五」を「〇・一九五五」に、「整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する」を「五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする」に、「〇・九九二七九一三」を「一・〇〇七一四八六」に改め、「乗じて得た額」の下に「（五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）」を加え、同条第十一項中「法第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた附則第十九条の十四第九項及び」及び「同法同条同項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同条第十二項を次のように改める。

12　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（ただし、平成二十三年四月二日から平成二十四年四月一日までに行われた適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第三項第一号から第五号までに掲げる数値、平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日までに行われた適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号並びに第三項第二号から第五号までに掲げる数値、平成二十一年四月二日から平成二十二年四月一日までに行われた適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号並びに第三項第三号から第五号までに掲げる数値、平成二十年四月二日から平成二十一年四月一日までに行われた適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第三項第四号及び第五号に掲げる数値、平成十九年四月二日から平成二十年四月一日までに行われた適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第三項第五号に掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。